



Ⅱ

後期基本計画

第 1 章

とものつくる 協働と自立のまち



【1-1 協働と情報発信】

- 1-1-1 協働によるまちづくり
- 1-1-2 情報発信の強化（町内外）

【1-2 地域コミュニティ】

- 1-2-1 地域活動の参加促進
- 1-2-2 小さな拠点づくり

【1-3 人権・多様性】

- 1-3-1 人権の尊重
- 1-3-2 男女共同参画の推進

【1-4 行政運営】

- 1-4-1 行政経営の広域化・効率化
- 1-4-2 財源の確保と効果的活用

◆基本目標の概要

多様な主体とともにまちづくりを進めるため、町民や町民団体、民間企業等の参画・協働体制をさらに強化するとともに、地域住民が支え合い助け合う地域づくりに向け、自主的なコミュニティ活動を支援します。また、すべての人がお互いを尊重し、ともに生き、ともに活躍できるよう、人権教育・啓発を推進するとともに、男女共同参画社会の形成に向けた意識啓発や条件整備を進めます。さらに、将来にわたって持続可能な行財政体制を確立するため、さらなる行財政改革に取り組むとともに、広域連携による効果的・効率的なまちづくりを推進します。

①現状と課題

前期計画では、住民参画・広報・広聴、人権教育・啓発などの施策が着実に進み、地域のつながりに対する満足度は高い状況が確認されています。町民会議でも「人が優しい」「やりたいことを実現しやすい」といった声があり、地域の支え合いの基盤は整いつつあります。

一方で、男女共同参画の進捗は相対的に低く、住民の意見が行政施策へ十分に反映されていないとの指摘も見られました。また、移住者と既存住民との関係性に悩む声や、地域ごとの感じ方の差があることも課題として挙げられています。人口減少が進む中で、地域の担い手を確保し続けるためには、誰もが参画しやすい環境づくりが求められています。

②後期の方向性・今後の取組

地域の温かさという強みを土台に、多様な主体が自然と参画できる環境づくりを進めます。住民の声が施策に反映される仕組みを強化し、協働を進めて地域の担い手を継続して生み出していきます。また、地域ごとの感じ方の差に配慮しながら、交流や対話の機会を充実させ、住民全体が無理なく関われる関係性を育みます。さらに、男女共同参画の視点をまちづくり全体に反映させ、公平性と継続性を確保します。

<今後の取組>

- ・住民意見を反映する広聴機能の強化と情報共有の充実
- ・男女共同参画の推進（相対的に進捗が低い課題への対応）
- ・地域差に応じた協働促進と交流機会の創出

③参考データ

区分	内容	出典
前期計画進捗	進捗：約85%	前期進捗管理
住民意見 (良いところ)	【意見】「人が優しい」「やりたいことを実現しやすい」 【アンケート】地域とのつながり 80.0% (主観)	住民アンケート／町民会議
住民意見 (課題)	【意見】「移住者との距離感」「地域差」 【アンケート】地域行政に対する評価 45.3% (主観)	住民アンケート／町民会議



1-1 協働と情報発信

●ベンチマーク

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
ふるさと住民登録者数(累計)	-	1,000人	勝央町を応援してくれる関係人口の獲得を目指す。 町からのお知らせを受け取る機会を増やし、住民サービスの向上を図る。
メール配信登録者数	1,666人	1,800人	
しょうおうナビ利用者(件)	2,948件	5,000件	

1-1-1 協働によるまちづくり



●概要

町民、議会及び町が、お互いに力を合わせてこれからのまちづくりを進めるため、連携の場づくりなど、協働によるまちづくりの体制整備に努めるとともに町民及び関係人口である町外者との協働事業を推進します。また、重要な計画等について町民意見を聴取する機会であるパブリックコメント制度について、充実を図ります。

●後期計画における重点項目

ボランティア団体、NPO団体の活動を支援し、協働事業を進めます。

特に、町民団体等の活動を支援し、地域活性化リーダーの養成事業を進めます。また多様な人材の連携の場づくりを進めます。

●関連事務事業

住民との協働推進事業、こども起業塾事業、
ファシリテーター養成事業、
ふるさと住民登録事業

●協働機関

(一社) しょうおう志援協会、ボランティア団体



1-1-2 情報発信の強化（町内外）



●概要

町内外の環境変化やデジタル化・SNSの普及を踏まえ、多様化する情報収集手段に対応した広報体制を整備します。町内向けには迅速かつ的確な行政情報の伝達を図り、町外向けには町の魅力発信や関係人口の増加につながる広報を強化します。紙媒体・ホームページ・SNS・アプリ等の複数媒体を適切に活用し、効果的な情報発信力を高めていきます。

●後期計画における重点項目

行政情報の伝達の迅速化とわかりやすさ向上のため、広報紙・無線放送・ホームページ・アプリ等を適切に組み合わせた多重広報を推進します。

ホームページやSNSを活用し、町の魅力や特産品の発信を強化します。特にPR効果の高い媒体（Instagram・Facebookなど）を活用します。

●関連事務事業

広聴広報事業、ポータルサイト整備事業

●協働機関

広報専門委員会



1-2 地域コミュニティ

●ベンチマーク

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
連携の場参加者人数	57人	80人	まちづくりサロンを開催し、人と人がつながり、交流を深める機会の創出を図る。
特色ある地域づくり事業実施数	3	5	地域の課題解決のため、地域コミュニティの活性化を図る。

1-2-1 地域活動の参加促進



●概要

地域コミュニティのつながりが希薄化する中、地域活動への参加を促進することにより、住民同士の交流や助け合いを活性化させ、地域の課題解決や安全・安心な暮らしを支える持続可能な地域社会の実現を目指します。

●後期計画における重点項目

地域の担い手不足や地域コミュニティの衰退を防ぐため、地域課題解決に取り組む団体を支援していきます。

●関連事務事業

特色ある地域づくり交付金事業、まちづくりサロン事業

●協働機関

地域団体、ボランティア団体



1-2-2 小さな拠点づくり



●概要

商業施設の撤退や高齢化により日常生活への影響が懸念される地域に対し、地域住民が主体となって行う生活サービス機能維持を図るための取組に対し支援を行います。

●後期計画における重点項目

地域住民が主体となって「どんどん市場」を運営しており、地域の生活サービスの機能を継続して図ってもらいます。また、引き続き集落支援員を配置し、生活用品の移動販売や高齢者の見守り等を行い、安全安心な日常生活の確保に努めます。

●関連事務事業

小さな拠点事業、集落支援員事業

●協働機関

(一社) よしの





1-3 人権・多様性

1-3-1 人権の尊重



●概要

多種多様な人権教育や啓発活動を推進し、町民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を進めます。

●後期計画における重点項目

学校・家庭・地域・企業において、お互いを尊重し合う人権教育に努めます。また、講演会や研修会の開催、広報紙などを活用して啓発活動に努めます。

各種人権機関・団体・行政のネットワーク化を図るとともに、相談体制を充実し、人権尊重のまちづくりを目指します。

●関連事務事業

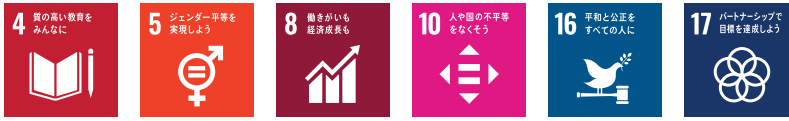
人権教育推進活動事業、人権相談

●協働機関

法務局津山支局、人権擁護委員、人権教育推進委員会



1-3-2 男女共同参画の推進



●概要

男女共同参画推進基本計画に基づき、意識の高揚を図るための学習機会の提供や啓発を推進します。また、各種委員会や審議会への女性の登用率の向上を図り、男女がともに活躍する環境づくりに努めます。

●後期計画における重点項目

広報啓発活動などを通じ、学校・地域・家庭など男女共同参画の視点に立った意識改革を推進します。働く場での男女平等を促進するとともに、制度の周知・活用を促進し、社会支援の充実に努めます。

各種委員会や審議会への女性登用率の向上を図り、政策や方針決定の場への男女共同参画を促進します。

●関連事務事業

人権教育推進活動事業

●関連個別計画

第2次勝央町男女共同参画推進基本計画





1-4 行政運営

●ベンチマーク

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
ふるさと納税件数	2,200件	5,800件	勝央町を応援してくれる関係人口の獲得を目指す。

1-4-1 行政経営の広域化・効率化



●概要

ごみ処理・し尿処理・消防救急業務等の広域事務事業の推進に加え、津山圏域定住自立圏市町との連携を密にし、効果的な広域行政の推進を図ります。財政負担の軽減と将来を見据えた最適な配置に向け、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、公共施設等の総合的・計画的な管理を推進します。

●後期計画における重点項目

津山圏域定住自立圏市町と連携し計画的な事業実施に努めます。

既存施設の使用を前提に、必要箇所の維持補修を実施するとともに、関連計画や財源を踏まえて施設の更新を検討します。

●関連事務事業

津山圏域定住自立圏事業

●関連個別計画

津山圏域定住自立圏共生ビジョン、公共施設等総合管理計画、個別施設計画

●協働機関

津山圏域定住自立圏市町（津山市、鏡野町、奈義町、久米南町、美咲町）、津山広域事務組合、津山圏域消防組合、津山圏域資源循環施設組合、勝英衛生施設組合

1-4-2 財源の確保と効果的活用



●概要

町税における課税客体把握の適正化を図るとともに、悪質滞納者への差押えの実行など、収納率の向上に向けた抜本的な対策の実施を検討します。受益者負担の原則に基づき、手数料及び使用料の料金設定の適正化を検討します。

ふるさと納税制度を活用した安定的な財源の確保に取り組むとともに、寄附金の使途を明確化し、町民の生活の質の向上に資する施策に対して適切に活用します。

財源の確保には基金の活用が有効であり、景気の変動や臨時的な財政需要に対応するために、基金の計画的な積立と処分（取り崩し）により、特定の年度に財政負担が集中しないように平準化を図ります。

財源の確保と経費の削減に取り組み、施策の優先度を考慮した効果的な運用を図るなど、限られた財源の中で町民サービスの充実と持続可能な財政運営を進めます。

●後期計画における重点項目

転出者の追跡や相続人の特定に努め、滞納の未然防止、少額のうちに差押えや徴収嘱託することにより、収納率の維持・改善を図ります。

地域資源を生かしたふるさと納税返礼品を整備し、町の魅力向上と地元経済の活性化を推進します。

基金の運用益も貴重な財源であるとする考えから、遊休資産の売却、使用料等の見直し、経費削減などの歳入・歳出両面での取組と並行して、基金の安全性、流動性を確保しながら運用収益の最大化を図り、効率的な資金運用に努めます。

財政については、町民が心豊かに安心して暮らせるまちづくりを推進する上で、欠かすことができない税収の安定化と特定財源の確保に取り組むとともに、将来にわたる財政の健全性を確保します。

上記を踏まえ計画的な財政運営、財源の確保、財政の健全化に努めます。

●関連事務事業

納税推進事業、ふるさと納税事業

●関連個別計画

財政運営適正化計画

●協働機関

岡山県市町村税整理組合

